

【参考資料 1】

大阪市障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方検討会議開催要綱

(目的)

第1条 障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方を検討するに当たり、障がい者スポーツやスポーツ施設等に関して専門的知識を有する学識経験者等から幅広く意見を聴取することを目的に「大阪市障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方検討会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験等の専門性を有する者のうちから市長が委託する。

(座長)

第3条 会議の座長は委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 会議は、概ね1年間開催する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。